

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会が  
「成人式着物レンタルのキャンセル料条項の差止め」を求めて申入れ  
～送付先：「きものファッションすぎやま」の杉山株式会社～

2010年4月7日

適格消費者団体・特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会は、2010年4月7日、呉服小売専門店「きものファッションすぎやま」を運営する杉山株式会社（本社：埼玉県羽生市）に対し、「着物レンタル契約時のキャンセルに関する条項の使用差止め」を求め、消費者契約法41条1項に基づく事前請求書として「差止請求書兼申入書」を送付しました。当会は、今年2月3日に同社に対し、2週間の回答期限付きで改善・削除を申し入れました。期限を過ぎても同社からは回答が無く、3月末過ぎても回答が無いことから、今回の申入れとなったものです。以下経過と申入れ理由、差止請求書兼申入書を公表いたします。

<経過から差止請求書兼申入書送付まで>

1. 2009年11月、杉山株式会社(以下、すぎやま)で成人式の着物をレンタル契約した消費者から当会に情報提供がありました。
2. 当会で情報提供のあったレンタル規約や被害の状況等を調査・検討した結果、すぎやまが使用するレンタル規約のキャンセル料に関する条項に不当な部分があると判断しました。
3. 2010年2月3日、不当条項に対して改善及び削除を求める申入れを行いました。

申入れの内容

以下条項は、事業者が生じる平均的損害を超えているのとして、消費者契約法第9条1項1号、および消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法第10条に該当し無効。よって使用停止、もしくは適切な条項に修正することを求める。

(1) 規約「I. レンタル料金」

5. オーダーレンタルにつきましてはご契約後のキャンセルには応じられません。

(2) 規約「II. キャンセル料」

ご契約後キャンセルの場合は下記条件のキャンセル料を申し受けます。

契約日より

- 1 週間以内の場合・・・契約金額の30%
- 1 カ月以内の場合・・・契約金額の60%
- 2 カ月以内の場合・・・契約金額の80%
- 2 カ月以上の場合・・・契約金額全額

4. 回答の期限を書面到着後2週間以内としましたが、すぎやまからは何ら回答がありませんでした。
5. 2010年2月末から3月末の間、当会からの電話による問合せに対し、電話（口頭）で「規約は直そうと思っている」との対応はありましたが、書面での回答もなく、改善の事実の確認はできませんでした。
6. 2010年4月7日、着物レンタル契約時のキャンセルに関する条項の使用差止めを求め、消費者契約法41条1項に基づく事前請求書として「差止請求書兼申入書」を送付しました。

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会が  
「成人式着物レンタルのキャンセル料条項で」差止を提訴  
～対象：「きものファッションすぎやま」の杉山株式会社～

2010年5月11日

適格消費者団体・特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会（※1）は、2010年5月11日、呉服小売専門店「きものファッションすぎやま」を運営する杉山株式会社（本社：埼玉県羽生市）に対し、「着物レンタル契約時のキャンセルに関する条項の使用差止め」を求める訴状を、さいたま地方裁判所熊谷支部に提出しました。適格消費者団体によるこの差止訴訟は、関東では初めてであり、全国では8件目の提訴となります。2010年4月20日現在、全国の適格消費者団体による、これまでの提訴した差止訴訟は、京都消費者契約ネットワークの4件、消費者支援機構関西の2件、ひょうご消費者ネットの1件の合計7件あります。なお、これに先立つ4月7日に、同会は、消費者契約法第41条第1項（※2）による事前請求を地方裁判所熊谷支部に提出し、今回提訴に至ったものです。

●「きものファッションすぎやま」に関する差止訴訟理由と経過

<当会が問題としている点>

「きものファッションすぎやま」が着物レンタル契約時に使用している『レンタル規約』において、以下2点の条項が消費者契約法第9条（事業者が生じる平均的損害を超えているもの）と第10条（消費者の利益を一方向的に害するもの）に反すると考えます。

(1) 「I. レンタル料金」

5. オーダーレンタルにつきましてはご契約後のキャンセルには応じられません

(2) 「II. キャンセル料」

ご契約後キャンセルの場合は下記条件のキャンセル料を申し受けます。

契約日より	1週間以内の場合・・・	契約金額の30%
	1カ月以内の場合・・・	契約金額の60%
	2カ月以内の場合・・・	契約金額の80%
	2カ月以上の場合・・・	契約金額全額

2010年2月以降、申入れを行い、消費者契約法に基づく事前請求を行いました。が是正がなされないため、本日この条項の使用差止めを請求する訴訟を提起しました。



記者会見で提訴の説明をする原告団